

地方創生拠点整備交付金の概要

予 算 額	900億円（事業費ベース：1,800億円）※道、污水处理施設、港の公共事業（30.2億円）を含む
位置付け	地域再生法第5条4項1号・13条に基づく法律補助
対 象 事 業	<p>○ 地方版総合戦略に位置付けられた施設整備等</p> <p>○ 整備の対象となる施設について、利活用方を明確化（KPIの設定、PDCAサイクルの整備）</p> <p>○ ソフト事業と連携し、地方創生への波及効果を高めることが望ましい（地方創生推進交付金との組み合わせ）</p> <p><想定される事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等や、地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備 ・ ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附属設備を含む）の改修等 ・ 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備や、移住定住促進のために行う空き施設の改修等 ・ 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）
交付目安額	<p>[都道府県（国費）] 7.5億円～12.5億円程度（事業費ベース：15億円～25億円程度）</p> <p>[市町村（国費）] 0.3億円～0.6億円程度（事業費ベース：0.6億円～1.2億円程度）</p> <p>※ ただし、高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる事業については、目安額を超えて必要な額を交付。</p>
地方財政措置	地方負担分については、補正予算債（充当率：100%）を充当

※KPI…数値目標